

令和5年度和歌山県農業農村振興委員会
日本型直接支払制度推進部会

多面的機能支払事業
実施状況及び令和6年度の取組について

令和6年3月19日

和歌山県 農林水産部

農林水産総務課 里地・里山振興室



多面的機能支払事業の実施状況について

【本日の構成】

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要
2. 多面的機能支払制度の概要
3. 令和5年度取組状況
4. 取組面積及び予算の推移
5. 令和5年度の推進啓発について
6. 令和6年度の推進啓発について

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

1. 多面的機能と日本型直接支払制度の概要

農業の有する多面的機能とは



1. 日本型直接支払制度の概要

【背景】

- 農村地域の高齢化、人口減少により地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中



農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号) 制定

(基本理念) 第二条

- 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能である。
- 多面的機能の発揮の促進に当たってはその発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全を長年にわたって営まれたように、今後も地域の共同活動とし実施されるよう推進が図られなければならない。
⇒日本型直接支払の取組が法律に位置付けられる

1. 日本型直接支払制度の概要

◆多面的機能支払

: 地域の共同活動を支援

◆中山間地域等直接支払

: 農業生産条件の不利を補正

◆環境保全型農業直接支払

: 自然環境保全に資する農業生産活動の追加的コストを支援

多面的機能支払 48,702 (48,652) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

- 支援対象
- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
 - ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等



資源向上支払

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

- 支援対象
- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
 - ・景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
 - ・施設の長寿命化のための活動 等



中山間地域等直接支払 26,100 (26,100) 百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



環境保全型農業直接支払 2,650 (2,450) 百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバーネット



堆肥の施用

2. 多面的機能支払制度の概要

2. 多面的機能支払制度の概要

◎多面的機能支払交付金の目的

- 地域資源の適切な保全管理の推進により、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮
- 担い手農家への農地集積等構造改革を後押し

多面的機能を支える
地域資源の質的向上を図る
共同活動を支援する

多面的機能支払交付金の活動項目と要件



2. 多面的機能支払制度の概要

◎支援の対象となる組織

: 活動組織もしくは広域活動組織

○活動組織・広域活動組織の構成員

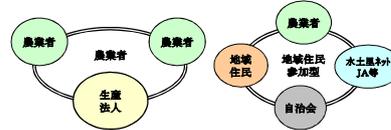
: 農業者・非農業者・各種団体(自治会・土地改良区など)

※資源向上(共同活動)に取り組むには農業者以外が組織に参加することが必要

○広域活動組織の要件

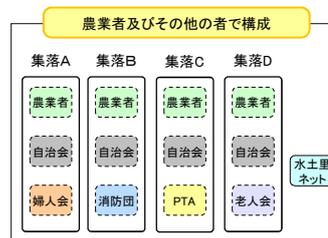
: 対象区域内農用地200ha以上もしくはS25.2.1時点の市町村区域程度

※中山間地域等は50ha以上もしくは3集落以上



◎対象となる農用地

- ・農振農用地区域内の農用地
- ・農振農用地区域外で、一体となって
保安全管理すべき農用地



3. 令和5年度取組状況

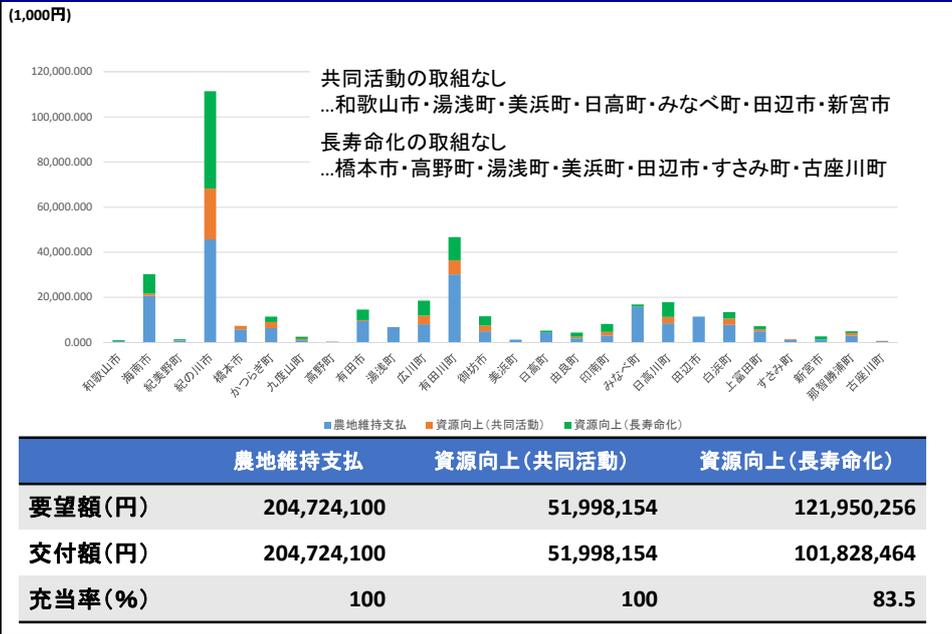
3-1.農地維持支払の取組状況(令和5年度)

市町村名	活動組織数	R4 組織数	取組面積 (ha)				R4面積	1組織当たり 平均面積	対前年増減 (R5-R4)	
			【交付対象農用地面積】						組織数	取組面積
			田	畑						
和歌山市	1	1	17.4	14.9	2.5	17.4	17.4	0	-0.1	
海南市	37	37	1,009.0	40.2	968.5	1,017.2	27.5	0	-8.1	
紀美野町	4	4	34.9	9.6	24.5	34.8	8.7	0	-0.2	
紀の川市	58	55	1,933.5	739.4	1,194.1	1,861.5	33.8	+3	+7.4	
橋本市	21	21	215.3	146.6	68.0	215.3	10.3	0	+3.1	
かつらぎ町	16	16	283.5	63.2	220.8	283.5	17.7	0	+0.6	
九度山町	2	2	37.1	23.2	13.9	37.1	18.0	0	+4.0	
高野町	1	1	6.2	5.4	0.7	6.2	6.2	-1	0	
有田市	11	10	467.3	14.5	452.8	426.8	42.7	1	+127.3	
湯浅町	5	5	336.7	1.9	334.8	337.5	67.0	0	0	
広川町	12	12	368.3	69.8	298.5	360.0	30.0	0	-88.3	
有田川町	49	48	1,466.3	76.4	1,390.0	1,453.8	30.3	-1	-10.5	
御坊市	7	7	178.1	143.0	35.2	179.8	25.7	0	-0.0	
美浜町	1	1	41.1	40.4	0.7	41.1	41.0	0	-0.4	
日高町	16	16	154.0	153.7	1.2	154.9	9.7	0	-0.8	
由良町	3	3	71.3	30.3	40.9	71.3	23.8	0	0	
印南町	6	6	118.0	75.9	42.1	118.0	19.7	0	-17.4	
みなべ町	16	16	755.5	68.8	686.7	753.9	47.1	0	+1.3	
日高川町	19	19	346.6	148.3	198.3	344.0	18.1	0	+0.7	
田辺市	16	17	557.2	30.4	526.8	565.8	33.3	-1	+1.3	
白浜町	16	17	325.5	211.3	70.6	325.5	19.1	-1	0	
上富田町	13	13	281.9	88.2	119.6	207.9	16.0	0	-1.9	
すさみ町	3	3	20.7	37.4	4.8	42.2	14.1	0	0	
新宮市	1	1	40.5	40.3	0.2	40.5	40.5	0	0	
那智勝浦町	3	3	98.5	94.4	4.1	98.5	32.8	0	+0.7	
古座川町	3	3	18.7	18.5	0.2	18.8	6.3	-1	0	
26市町	340	337	9,084.84	2,384.5	6,700.3	9,013.03	26.7	-2	-17.3	

3-2.資源向上支払の取組状況(令和5年度)

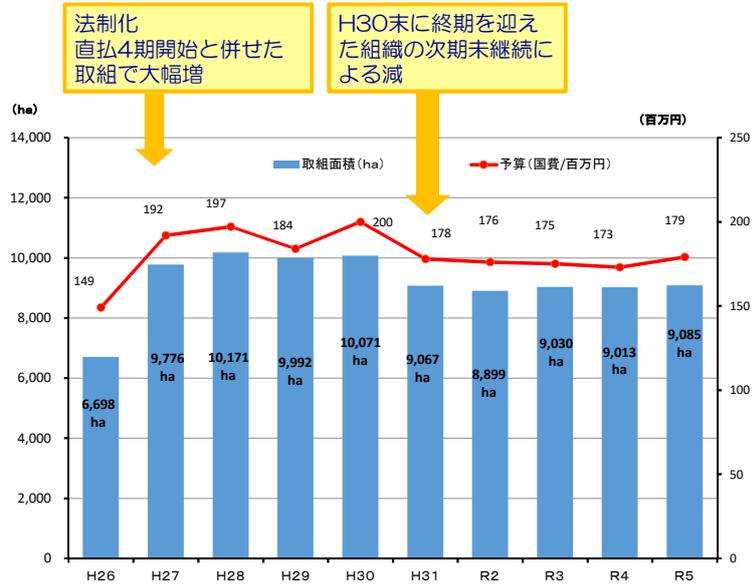
市町村名	資源向上支払(共同)に取り込む組織						資源向上支払(長寿命化)に取り込む組織					
	R5 活動組織数	R4 組織数	対象農用地面積 (ha)		対前年増減 (R5-R4)		R5 活動組織数	R4 組織数	対象農用地面積 (ha)		対前年増減 (R5-R4)	
			R5面積	R4面積	組織数	取組面積			R5面積	R4面積	組織数	取組面積
和歌山市	1	1	17.4	14.9	0	0	1	1	17.4	17.4	0	0
海南市	4	4	80.9	81.0	0	-0.2	12	12	509.3	511.3	0	-1.9
紀美野町	2	2	19.1	19.5	0	-0.4	2	2	19.1	19.5	0	-0.4
紀の川市	53	51	1,823.5	1,771.0	+2	+52.6	53	50	1,829.7	1,757.6	+3	+72.1
橋本市	6	6	110.1	110.4	0	-0.3	0	0	0	0	0	0
かつらぎ町	8	8	204.2	203.4	0	+0.8	2	2	73.3	73.3	0	0
九度山町	2	2	37.1	37.1	0	0	2	2	37.1	37.1	0	0
高野町	1	1	6.2	6.2	0	0	0	0	0	0	0	0
有田市	1	2	31.5	31.5	-1	0	4	3	274.4	235.5	+1	+38.8
湯浅町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広川町	11	11	365.3	357.0	0	+8.2	9	9	322.0	313.8	0	+8.2
有田川町	18	17	668.2	648.8	+1	+19.4	17	17	618.4	614.1	0	+4.4
御坊市	7	7	178.1	179.8	0	-1.7	6	6	129.8	131.5	0	-1.7
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日高町	1	1	17.9	17.9	0	0	1	1	17.9	17.9	0	0
由良町	3	3	71.3	70.6	0	+0.7	3	3	71.3	70.6	0	+0.7
印南町	6	6	118.0	118.0	0	0	6	6	118.0	118.0	0	0
みなべ町	2	2	63.4	63.4	0	0	2	2	63.4	63.4	0	0
日高川町	12	12	238.7	237.3	0	+1.4	9	9	255.7	252.9	0	+2.8
田辺市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
白浜町	9	10	159.1	202.7	-1	-43.6	2	3	81.7	125.3	-1	-43.6
上富田町	4	4	53.6	53.9	0	-0.3	4	4	61.0	61.1	0	-0.2
すさみ町	1	1	18.8	18.8	0	0	0	0	0	0	0	0
新宮市	1	1	40.5	40.5	0	0	1	1	40.5	40.5	0	0
那智勝浦町	2	2	60.4	60.7	0	-0.3	1	1	23.5	23.5	0	0
古座川町	1	1	5.9	6.1	0	-0.2	0	0	0	0	0	0
20市町	151	150	4,249.9	4,213.6	+1	+36.3	137	134	4,563.5	4,484.4	+3	+79.1

3-3.令和5年度取組状況(交付金関係)



4. 取組面積及び予算の推移

4.取組面積及び予算の推移(和歌山県)



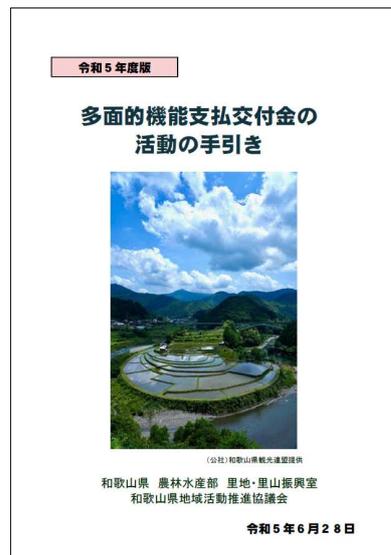
5. 令和5年度の推進啓発について

5-1.令和5年度の推進啓発について

- ①研修会の開催
→活動組織を対象とした事務研修会
- ②土地改良区受益地の推進
→有田川土地改良区、南紀用水土地改良区受益地内の取組面積拡大に向けた推進活動
- ③広報活動
→県内優良事例の紹介、制度の周知等
- ④和歌山県施策評価報告書の作成
→多面的機能支払交付金の効果の確認、今後の取組方向について検討

5-2.事務研修会の開催

- 活動組織を対象とした事務研修会
- ・和歌山県と地域活動協議会が共同で作成した「活動の手引き」を活用し、活動組織の事務のポイントや多面的の基礎的な知識について解説。
 - ・今回、研修会に参加しなかった活動組織にも「活動の手引き」を配布



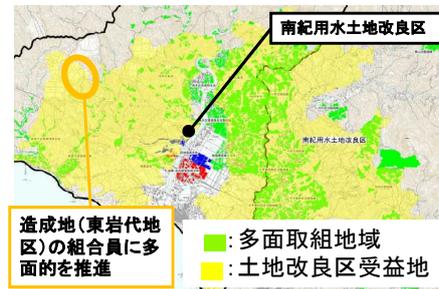
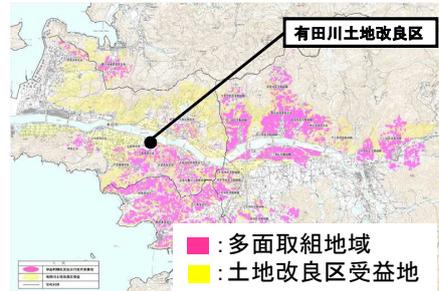
5-3.令和5年度の推進啓発について

有田川土地改良区、南紀用土地改良区が主体となって土地改良区受益地内の農家（組合員）に多面的を推進・啓発



有田川土地改良区
→多面的を実施している組合員に補修工法等の説明

南紀用土地改良区
→多面的未実施の造成地の組合員に多面的を推進



5-4.広報紙の発行

▶活動組織向け広報紙「みんなのためN♡だより」発行

◎広報紙の内容

○県内活動事例の紹介

- (1)潤野みんなの会(古座川町)
大学生と共同で農地維持活動
- (2)立野周辺環境保全向上活動組織(すさみ町)
資源向上支払(共同活動)を活用した景観作物の栽培

○情報提供

- ・令和5年度制度改正点に関するお知らせ
- ・事務研修会開催のお知らせ
- ・適切な会計処理に関するお知らせ



5-5.和歌山県施策評価報告書の作成

- ①県内の活動組織(177組織)にアンケート調査を実施
 - ・多面的実施による効果や地域の課題等について確認
 - 効果:遊休農地の発生防止、水路・農道等の地域資源の適切な保全においてかなり効果があったと評価
 - 課題:活動への地域内からの参加者は、将来(5~10年後)不足するため、活動の継続が難しくなる
- ②今後の推進について検討
 - (1)資源向上支払(共同活動)の推進
 - (2)活動組織と土地改良区連携の推進
 - (3)市町担当者間の連携強化による推進体制の構築

6. 令和6年度の推進啓発について

6-1.令和6年度の新たな推進啓発について

- ①資源向上支払（共同活動）の推進
→人手が不足している活動組織と地域内外の非農家等が共同で活動を実施する体制の構築を支援
- ②活動組織と土地改良区連携の推進
→安定的に活動を継続するために、土地改良区と活動組織の連携を推進
- ③市町担当者間の連携強化による推進体制の構築
→各市町の担当者同士で地域の優良事例や課題等について現場での知見の共有を図り推進体制を強化

6-2.令和6年度の新たな推進啓発について

①資源向上支払（共同活動）の推進

課題：人手不足のなか、いかにして保全活動を継続するか

令和5年度アンケート調査結果（施策評価関連）

- ◆活動参加者は将来（5～10年後）不足する・・・77.0%
- ◆活動参加者を増やしたいが十分な参画が得られない・・・41.2%



- ◆人手不足が見込まれる活動組織については、ワークショップを開催し、農業者と非農業者が話し合うきっかけを提供する
- ◆ワークショップによる活動計画の策定後、農業者と非農業者が継続的に共同活動を行うことができるよう、活動の体制づくりを支援



効果：これまでの「農業者中心の取組」が「地域全体の取組」となり、安定的な取組が期待される

6-3.令和6年度の新たな推進啓発について

②活動組織と土地改良区連携の推進

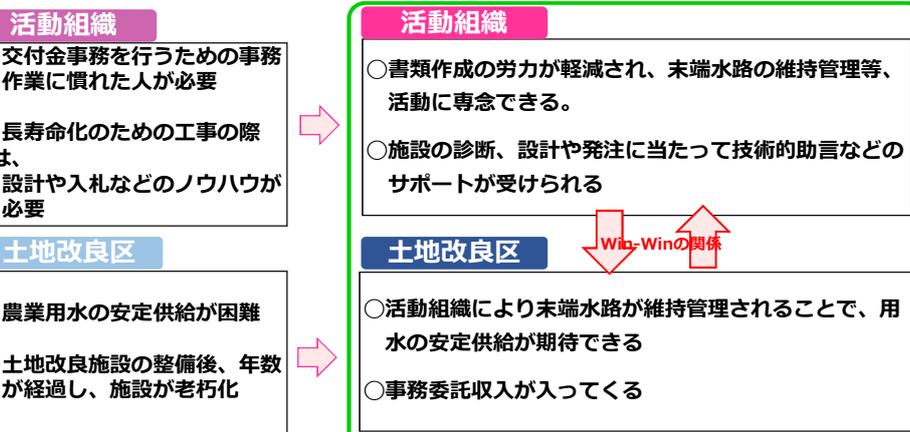


現状：近年の少子高齢化や農地転用に伴う受益者の減少により、末端水路の維持管理が困難となり、末端受益までの農業用水の安定的な供給が困難となっている

課題：いかにして末端水路の管理を継続するか

6-3.令和6年度の新たな推進啓発について

②活動組織と土地改良区連携の推進

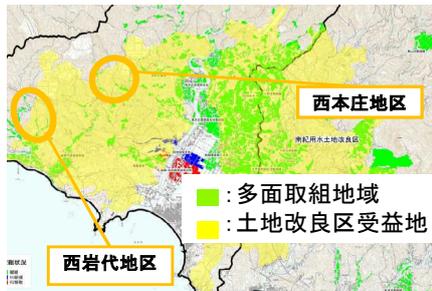


当事者である土地改良区が制度説明を行うことは効果的であるため、引き続き土地改良区による推進活動を実施する

6-3.令和6年度の推進啓発について

②活動組織と土地改良区連携の推進

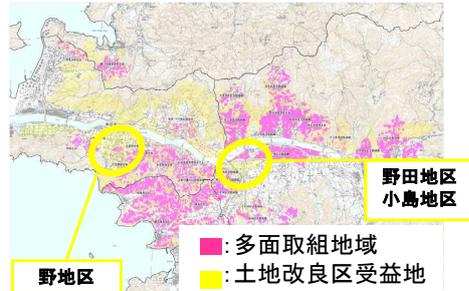
南紀用水利地改良区



南紀用水利地改良区

多面的に取り組んでいない造成地（東岩城地区、西岩代地区、西本庄地区）に新規取組に向けて推進・啓発

有田川水利地改良区



有田川水利地改良区

多面的に取り組んでいない地区（野区、野田地区、小島地区）に既存の活動組織（宮原・下中島広域協定等）の編入に向けて推進・啓発

6-3.令和6年度の新たな推進啓発について

②活動組織と土地改良区連携の推進

2改良区（南紀用水、有田川）以外の土地改良区にも、推進組織の加入について提案する。

効果：土地改良区の受益地に農業用水の安定的な供給が期待される

※活動組織と連携している土地改良区

九度山町安田島土地改良区

荒見井土地改良区

方地区土地改良区

広、南広地区土地改良区



6-4.令和6年度の新たな推進啓発について

③市町担当者間の連携強化による推進体制の構築

意見交換会の開催

- ①県が市町担当者に共同活動の推進や土地改良区との連携等、県の推進方針を説明
- ②地域の優良事例の紹介や課題について話し合う



効果

- ①県、市町間の意思疎通ができるようになり、円滑な推進事業の実施につながる
- ②市町担当者在他の地域の優良事例を知ること、新たな取組が導入されるなど、共同活動の活性化が期待される
地域の課題を共有し、意見交換を行うことで課題解決に向けた新たな推進が期待される